

改 正 後	改 正 前
<p>申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）            標題のことに、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨）            申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p>	<p>申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いについて（事務運営指針）            標題のことに、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨）            申告所得税及び復興特別所得税の重加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p>
記	記
<p>第1 賦課基準            （省略）</p>	<p>第1 賦課基準            （同左）</p>
<p>第2 重加算税を課す場合の留意事項            （通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項）            通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、<u>通則法第68条第4項第1号の無申告加算税等を課されたことがある場合に該当せず、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等（通則法第68条第4項第2号の特定無申告加算税等をいう。以下(1)において同じ。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p>(2) （省略）</p>	<p>第2 重加算税を課す場合の留意事項            （通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項）            通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、<u>通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(2) （同左）</p>
<p>第3 重加算税の計算            （省略）</p>	<p>第3 重加算税の計算            （同左）</p>